

## 日本観光研究学会賞表彰規程

### (総則)

第1条 日本観光研究学会会則第2章、第5条5に定める表彰については、この規程の定めるところによる。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 1 論文奨励賞
- 2 観光著作賞(学術)
- 3 観光著作賞(一般)

### (賞の対象)

第3条 各賞の対象は次のとおりとする。

- 1 「論文奨励賞」は、本会個人会員によって表彰の年の前々年および前年(暦年)の2カ年中に発表された博士学位論文ないしは修士学位論文を対象とし、観光研究における将来性・発展性が顕著であると認められた研究論文に授与する。
- 2 「観光著作賞(学術)」は、表彰の年の前々年および前年(暦年)の2カ年中に公刊された観光研究に関する著作で、観光研究の進歩、発展に顕著な貢献をした著書を対象とする。
- 3 「観光著作賞(一般)」は、表彰の年の前々年および前年(暦年)の2カ年中に公刊された観光一般に関する著作で、観光産業の進歩、発展や観光文化の普及、啓発に顕著な貢献をした著書を対象とする。

### (応募方法)

第4条 応募方法は以下のとおりとする。

- 1 論文奨励賞は、会員の推薦(他薦)による。
- 2 観光著作賞は、会員の推薦または会員の自薦による。

### (選考の方法)

第5条 選考は、常務理事会のもとに学会賞等審査委員会を設置して行う。

### (受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は学会賞等審査委員会の報告に基づき、常務理事会において行う。

### (表彰)

第7条 受賞者の表彰は、原則として、学会総会において行う。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

以上

2016.05.28 決定